

ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、長門市への外国人観光客の誘致及び滞在の促進を図るために、旅行会社等が行う旅行商品造成に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 宿泊 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第5項に規定する宿泊をいう。
- （2） 飲食 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に掲げる飲食店営業を行う店舗から食事の提供を受けることをいう。
- （3） 体験 長門市の地域資源を活用したコンテンツ（一般社団法人長門市観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるものに限る。）を体験することをいう。
- （4） 訪日外国人旅行者 日本国以外の旅券を有し、「短期滞在」に該当する在留資格を有する者をいう。

（補助の対象団体）

第3条 補助の対象となる団体は、国内外の関係法令に定める旅行業登録を受けている事業者とする。ただし、宗教・政治を目的とする団体である場合は対象としない。

（補助の対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、訪日外国人旅行者を対象とした団体旅行のうち、次に掲げる要件を満たしたものとする。ただし、観光目的でないもの（宗教、政治、興行、大会への参加を目的とするもの及び公序良俗に反する内容であると判断されるもの）その他会長が不適当と認めるものについては対象としない。

- （1） 市内の宿泊施設に宿泊し、かつ、宿泊先以外での飲食又は体験をすることを行程に含むこと。
- （2） 貸し切りバス1台あたりの訪日外国人旅行者の数が10人以上であるこ

と。なお、添乗員、通訳ガイド、運転手等ツアー関係者はその数に含めない。

(3) 会長が定める期間に宿泊し、当該会計年度の3月31日までに全行程が終了すること。

(補助金の交付額)

第5条 1 団体当たりの補助限度額は20万円とし、貸し切りバス1台あたりの乗客数(利用実績)に応じて、別表に定める金額を補助する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨をながと外国人観光客滞在促進事業補助金(変更)交付決定通知書(別記様式第2号)により通知する。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた団体等(以下「実施団体」という。)は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(事業計画等変更の承認申請)

第9条 実施団体は、事業計画の内容を変更しようとする場合若しくは予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合又は事業を中止する場合は、速やかにながと外国人観光客滞在促進事業変更・中止承認申請書(別記様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、会長が当該変更を軽

微な変更と認めるときは、この限りではない。

2 会長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 前項の場合においては、第 7 条の規定を準用する。

(実績報告)

第 10 条 実施団体は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えたながと外国人観光客滞在促進事業補助金実績報告書（別記様式第 4 号）を会長に提出しなければならない。

(1) ツアー行程（実績）

(2) 総客名簿（実績）

(3) 宿泊施設の宿泊証明書（証明書の内容が記載された領収書（写）でも可）

(4) 飲食・体験施設の証明書（証明書の内容が記載された領収書（写）でも可）

(補助金の額の確定)

第 11 条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨をながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第 5 号）により通知する。

(補助金の交付)

第 12 条 前条の規定により通知を受けた実施団体は、補助金の交付を受けようとするときは、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付請求書(別記様式第 6 号)を会長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第 13 条 会長は、補助金の交付決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 申請書、実績報告書、添付書類等に不正又は著しい不備があるとき。

(2) 天災地変、天候不順、交通機関の運休等の理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能なとき。

(3) 要領に違反したとき。

(4) その他会長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、第 11 条の規定に基づく補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

3 第 7 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 会長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2. この要領は、令和7年8月15日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

バス 1 台あたり の乗客数	補助金額
10 人～19 人	20,000 円
20 人～29 人	30,000 円
30 人以上	40,000 円

別記様式第1号（第6条関係）

ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付申請書

年 月 日

一般社団法人
長門市観光コンベンション協会 会長様

（申請者）

所在地

名称

代表者職氏名

下記のとおり事業を実施しますので、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付要領第6条の規定に基づき申請します。

記

1 団体名

2 旅行期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

3 運行台数 貸し切りバス 台

4 乗客数 人（添乗員・通訳ガイド・運転手等除く）

5 市内宿泊先

6 市内飲食・体験先

7 連絡先 担当者氏名

電話番号

E-mail

8 添付書類

募集型企画旅行の場合・・・募集チラシ等

手配旅行の場合・・・行程表

別記様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請者所在地

申請者名

一般社団法人
長門市観光コンベンション協会 会長

ながと外国人観光客滞在促進事業補助金（変更） 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたながと外国人観光客滞在促進事業補助金について、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付要領第7条の規定に基づき下記のとおり補助金を交付いたします。

記

交付決定額 _____, _____ 円

別記様式第3号（第9条関係）

年 月 日

一般社団法人
長門市観光コンベンション協会 会長様

（申請者）

所在地

名称

代表者職氏名

ながと外国人観光客滞在促進事業変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありましたながと外国人観光客滞在促進事業について、下記のとおり変更・中止したいので、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付要領第9条の規定に基づき申請します。

記

1 変更・中止の内容・理由

別記様式第4号（第10条関係）

年 月 日

一般社団法人
長門市観光コンベンション協会 会長様

（報告者）

所在地

名称

代表者職氏名

ながと外国人観光客滞在促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありましたながと外国人観光客滞在促進事業について、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付要領第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 団体名

2 旅行期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

3 運行台数 貸し切りバス 台

4 乗客数 人（添乗員・通訳ガイド・運転手等除く）

5 添付書類

（1） ツアー行程（実績）

（2） 総客名簿（実績）

（3） 宿泊施設の宿泊証明書（証明書の内容が記載された領収書（写）でも可）

（4） 飲食・体験施設の証明書（証明書の内容が記載された領収書（写）でも可）

別記様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

申請者所在地

申請者名

一般社団法人
長門市観光コンベンション協会 会長

ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありましたながと外国人観光客滞在促進事業補助金について、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付要領第11条の規定に基づき、下記のとおり交付すべき補助金額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 _____, _____ 円

一般社団法人
長門市観光コンベンション協会 会長様

（請求者）
所在地
名称
代表者職氏名

請求書

金 円也

年 月 日付け第 号で交付額確定通知のありましたながと外国人観光客滞在促進事業補助金について、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、上記金額を請求します。なお、補助金の振込先は、下記口座にお願いします。

銀行名	
支店名	
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

※ 個人名義の口座への送金できません。会社名義の口座を記入してください。
※ 海外の銀行口座への送金できません。国内の銀行口座を記入してください。

《宿泊証明書》

団 体 名	
旅行会社名	
宿 泊 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
宿 泊 者 数	人 ※ 添乗員、通訳ガイド、運転手等ツアー関係者を除く

上記のとおり、宿泊が実施された事を証明します。

年 月 日

宿泊施設名	名称（施設名）・所在地 (記載者氏名) 印
--------------	---

※ 宿泊施設の専用様式でも可

※ 証明書の内容が記載された領収書（写）でも可

《飲食・体験証明書》

団 体 名	
旅行会社名	
実 施 期 日	年 月 日 ()
飲 食 ・ 体 験 人 数	人 ※ 添乗員、通訳ガイド、運転手等ツアー関係者を除く

上記のとおり、飲食・体験が実施されたことを証明します。

年 月 日

飲食・体験 施設名	名称（施設名）・所在地 印 （記載者氏名）
----------------------	---

※ 飲食・体験施設の専用様式でも可

※ 証明書の内容が記載された領収書（写）でも可